

豊島廃棄物等処理施設撤去等事業（第Ⅱ期工事）

健康管理マニュアル

＜目 次＞

第 1	主旨	1
第 2	作業現場における作業環境	1
第 3	健康確保対策	1
第 4	健康診断	2
第 5	連絡調整等	3

【修正履歴】

年 月 日	摘 要	審議等
R4. 4. 15	新規策定	第 14 回フォローアップ委員会

第1 主旨

豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の実施にあたり、各作業場の安全衛生と各作業員等の健康確保を目的として、事業の受託者が講ずるべき、各作業毎の安全衛生対策、作業員等の健康管理のため実施すべき健康診断及びその結果に基づく事後措置、作業場毎に確立すべき安全衛生管理体制及び県との連絡調整体制等についてとりまとめたものである。

なお、安全衛生対策、健康管理対策を講ずるにあたっては、公害等調整委員会調停委員会が実施した「豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件に係る調査検討結果」及び県が実施した作業環境測定結果等を作業環境の基礎データとしている。

第2 作業現場における作業環境

受託者は、「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保ガイドライン(令和3年5月21日改訂)」、「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保マニュアル(令和3年5月21日改訂)」及び「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業作業環境管理マニュアル」に基づき作業環境測定を実施する。作業環境測定結果は、健康管理委員会に提示し、作業員等の健康確保対策の指導・助言・評価の基礎数値とする。

作業環境測定における測定値がマニュアルに定める基準値を超えたときは、①作業員に測定結果を報告し、作業の一時中断等を指示し、②健康管理委員会委員に報告し対応策の助言を得ることとする。

また、基準値は、豊島廃棄物等処理施設撤去等事業健康管理委員会の意見により必要な修正を加えたときは、本マニュアルにも反映させるものとする。

第3 健康確保対策

作業従事者は、「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保ガイドライン(令和3年5月21日改訂)」、「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保マニュアル(令和3年5月21日改訂)」に基づく安全と健康の確保を行ったうえ作業に従事する。

1. 想定される作業場

(1) 粉じん等の飛散が予想される作業場

必要と認められる場合には、防塵マスク、粉じん等の付着しにくい作業着等、適切な保護具を着用する。

(2) その他の作業場

高所作業を行う場合は、安全带等を着用する。酸素欠乏症を生じるおそれのある作業場では、空気呼吸器等を着用する。

(3) 海上での作業場

海上作業を行う場合は、救命胴衣を着用する。また、非常用として救命具(救命胴衣、救命ブイ)、ロープ等を適当な場所に備え、必要と認められる個所には、救命艇を配置する。

2. 保護具等の規格

(1) 作業着は、長袖作業着、長ズボン(綿製が望ましい)とする。

(2) ヘルメットは、飛来落下物用・墜落時保護用とし、型式検定合格品であること。

(3) 安全靴は、JIS-T8101 適合品又は同等品とし、半長靴タイプの埃等が中に入りにくいものとする。

(4) 防じん・防毒マスクは、防じん防毒併用タイプ呼吸用保護具又は防じん機能を有する防毒マスクとし、(1)型式検定合格品であり、(2)取替え式であり、(3)粉じん捕集効率の高

いもの〔国家検定規格 RS3 又は RL3〕であり、(4)有機ガス用を基本とし用途に応じたものを使用すること。

- (5) 保護メガネは、JIS-T8147 適合品又は同等品とする。
- (6) ゴム手袋は、化学防護手袋で JIS-T8116 適合品又は同等品とする。

3. 保護具等の管理等

- (1) 作業員に対してマスクの正しい着脱方法・着脱手順等について訓練を行うこと。
- (2) 作業員に保護具の着用状況の確認を相互に行わせること。
- (3) 汚れた作業衣類等は速やかに洗浄が出来るようにすること。
- (4) 作業員が手洗い、洗眼、洗身を容易に行えるよう配慮すること。
- (5) 上記の措置を講ずる他、作業に伴って付着した粉じん等の汚染物質を自宅等の一般環境へ持ち出す事を防止することに努めること。

4. その他の健康対策

(1) 新型コロナウイルス感染症への対策

アルコール消毒やマスクの着用等、「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応(令和4年2月24日改定)」に則り対応し、作業従事者及び周辺住民の健康と安全の確保を行う。

また、処分地内で業務にあたる他の工事の受注業者や元請業者と下請業者の接触を避ける措置として休憩所を分離するなど、グループ分けを行い、グループを超えた接触を抑制する。

(2) 熱中症への対策

「職場における熱中症の予防について」(平成21年6月19日基発第0619001号)に基づき、作業従事者の熱中症予防対策を行う。

第4 健康診断

1. 健康診断の受診状況の確認

県は、作業従事者に対し、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の1年以内の受診状況を確認する。また、「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保ガイドライン(令和3年5月21日改訂)」、「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保マニュアル(令和3年5月21日改訂)」に基づき実施した特殊健康診断の受診状況を確認する。

2. 健康診断実施後の措置

(1) 産業医等からの意見の聴取

受託者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、就業上の措置に関し、その必要性、講ずべき措置の内容等に係る意見を、産業医(又は地域産業保健センター)から意見を聞くこととする。

産業医等に対しては、作業環境、作業態様等に関する情報、職場巡視の機会又は作業員との面接の機会を提供する。

(2) 就業上の措置の決定

受託者は、産業医等の意見に基づいて、就業区分に応じた就業上の措置を決定する場合は、あらかじめ作業員の意見を聴き、十分な話し合い通じて作業員の理解を得られるよう努めること。受託者は、作業員に対し就業上の措置をした場合は、その内容について県へ報告する。

(3) 健康診断結果の通知

受託者は、作業員が自らの健康状態を把握し、自主的に健康管理が行えるよう、一般健康診断等を受けた作業員に対して、異常の所見の有無にかかわらず、遅滞なくその結果を通知しなければならない。

(4) プライバシーの保護

個々の作業員の健康に関する情報は、個人のプライバシーに属するものであるため、その保護に特に留意すること。特に就業上の措置の実施に当たっては、関係者へ提供する情報の範囲は必要最小限とすること。

(5) 健康診断個人票、問診票、調査票等の整理・保管

健康診断個人票、問診票、調査票及び各種の臨床検査の資料は整理し、法に定める保存期間を遵守するほか本事業が終了するまで保存すること。

(健康診断個人票等の保存期間)

保存期間 (法定)	健康診断の種類
5年	①一般健康診断 ②特殊健康診断 (1)有機溶剤 (2)鉛 (4)高気圧 (3)特定化学物質(特別管理物質除く)
7年	じん肺健康診断
30年	①特定化学物質健康診断のうち特別管理物質に係るもの ②ダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づく血中ダイオキシン類濃度測定結果
40年	石綿健康診断

第5 連絡調整等

(1) 受託者に対する県の指導・指示

県は、豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の受託者及びその労働者が、安衛法又はこれに基づく命令の規定や健康管理マニュアル等に違反しないよう必要な指導を行う。また違反していると認めるときは、是正のため必要な指示をする。

県は、医師等の専門家により、定期的に作業現場の状況を確認するとともに、作業員から意見を徴収し、健康相談に応じるような体制を整えることとする。

(2) 安全衛生管理体制の確立等

豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の受託者は、安衛法の規定に基づき、統括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医等からなる安全衛生管理体制を確立しなければならない。

県からの作業環境測定結果に関する情報は速やかに作業員に周知しなければならない。また、作業現場の特性に応じた労働衛生教育を積極的に実施しなければならない。

健康診断の実施結果等を県へ定期的に報告し、その内容は次のとおりとする。なお、健康診断個人票は、個人の特典ができないようにする。

- ①健康診断の種類別受診状況と未受診者対策
- ②健康診断結果及びその集計資料
- ③健康診断とその後の措置に関する産業医のコメント

(3) 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業健康管理委員会

健康管理委員会は、作業員等の健康確保対策等について指導・助言・評価するために、県から、作業員の作業内容及び安全対策、作業環境測定結果について報告を受けるほか、現場

代理人や作業員から直接健康状況について意見を徴することができる。

(4) 県と受託者等との連絡調整

事業場における安全衛生管理活動の効果を担保するために、県と受託者の間で安全衛生に関する連絡調整会を必要に応じて開催する。

連絡調整会議では、以下のことについて協議する。

- ①作業員等の健康確保対策に関すること
- ②作業員等の健康状況に関すること
- ③労働災害の発生の有無やその原因および再発防止対策に関すること
- ④豊島廃棄物等処理施設撤去等作業環境管理マニュアルに基づく作業環境測定結果報告
- ⑤その他

